

令和8年度

自治会長会議

と き 令和8年5月27日（水）午後6時30分から

ところ 文化の杜交流館コモッセ 講堂

鹿角市

第7次鹿角市総合計画 将来都市像

ふるさとを誇り

未来を拓くまち 鹿角

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 職員紹介

4 連絡事項

5 事前質問への回答

6 閉 会

※ 閉会后各部にて質疑応答受付

「鹿角市民憲章」

わたくしたちは、緑と水の映えるまち鹿角の市民です。

鹿角市は豊かな伝統と美しい自然に恵まれ、発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、自然と文化の調和をはかり、自由と責任を重んじ、みんなのしあわせと永遠の平和を願いこの憲章を定めます。

(昭和49年11月3日制定)

- 1 自然をいたわり 美しくきれいなまちをつくります。
- 2 健康で働き 活気のある楽しいまちをつくります。
- 3 親切をつくし 愛情ゆたかなまちをつくります。
- 4 きまりを守り 安全で明るいまちをつくります。
- 5 教養を高め うるおいのある文化のまちをつくります。

目 次

◎自治会長への連絡事項

[総務部関係]

1. 防災情報の多重化について（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 自主防災組織育成事業について（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 第7次鹿角市総合計画の推進について（政策企画課）・・・・・・・・ P 2
4. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）・・・・・・・・ P 2

[市民部関係]

1. 支所窓口業務の郵便局委託について（市民課）・・・・・・・・ P 3
2. 地域づくり協議会等事業への参加について（生活環境課） P 3
3. 自治会アンケートの実施について（生活環境課） P 3
4. 自治会に対する支援について（生活環境課） P 3
5. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課） P 5
6. 空き家等の適正管理について（生活環境課） P 5

[健康福祉部関係]

1. 民生委員等との連携について（福祉課） P 6
2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課） P 6
3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課） P 6
4. 地域生き生きサロン推進事業について（あんしん長寿課） P 6
5. 地域での見守り、相談、情報提供について
（福祉課、すこやか子育て課、あんしん長寿課） P 7

[産業部関係]

1. 熊による被害防止対策について（農地林務課） P 8
2. 森林経営管理制度について（農地林務課） P 8
3. 緑の募金について（農地林務課） P 8
4. 個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について（商工振興課） P 8

[観光戦略部関係]

1. 鹿角市路線バスフリー定期券「たんぽ KOMACHI パス」の購入費の助成について
(観光交通課) P 9
2. 高齢者へのバス運賃助成について (観光交通課) P 9
3. 地域乗合交通について (観光交通課) P 9

[建設部関係]

1. 市道等の管理について (都市整備課) P 10
2. 安全安心住まいづくり事業について (都市整備課) P 10
3. ご家庭の水道の管理について (上下水道課) P 11
4. 合併処理浄化槽設置整備事業について (上下水道課) P 11

[教育委員会関係]

1. どごさデモ出前講座について (生涯学習課) P 12

[消防本部]

1. 地域防災力向上について P 13
2. 119番映像通報システムについて P 13

◆自治会との共働指針 (自治会と市とのパートナーシップ)

- 自治会と市との共働のイメージ P 15
- 共働に関する取組内容 P 16
- 広報等印刷物の配付のお願い P 20
- 自治会での役割分担が必要と思われる事項 P 22
- 自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧 P 23

自治会長への連絡事項

[総務部関係]

1. 防災情報の多重化について（総務課）

災害時にはあらゆるリスクが発生するおそれがあることから、複数の情報伝達の手法を整備していますので、ご活用願います。

（1）鹿角市メール配信サービス

登録者に対して、大雨等の気象警報や地震、火災情報のほか、災害発生時の避難所開設情報や避難指示等の情報を配信しています。有事に備え、鹿角市メール配信サービスへの登録をお願いします。

次の登録用アドレスに空メールを送信すると、登録用のメールが返信されますので、画面に従い入力していくと登録することができます。

e-kazuno@xpressmail.jp



※ 令和8年7月から、メール配信業者の変更に伴い、受信確認及びドメイン解除等の設定が必要になる場合があります。
詳しくは、現在ご使用のメール配信及び広報やホームページ等でお知らせします。

（2）防災ラジオについて

災害時の情報伝達手段として、地域における避難行動の中心的な役割を担う事になる自治会長や民生・児童委員などに防災ラジオを配付しています。

自治会長が交代された場合には、その都度、防災ラジオを引き継いでいただいていますので、適切な管理をお願いします。また、新たに登録された避難行動要支援者に配付しますが、一般の方にも有償での貸し出しを行っていますので周知願います。

2. 自主防災組織育成事業について（総務課）・・・資料1

災害に強いまちづくりを目指し、地域住民による自主的な防災組織の設立及び活動を支援します。

新たに自主防災組織を設立された団体に対し、災害時に活動するための資機材購入費用に対する支援を行っているほか、結成後10年を経過した自主防災組織には、資機材等の拡充費用に対する支援も行っていますので、総務課危機管理室までお問い合わせください。

3. 第7次鹿角市総合計画の推進について（政策企画課）

本市のまちづくりの指針である第7次総合計画後期基本計画が本年度からスタートしており、将来都市像「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」の実現に向け、市民ニーズに寄り添いながら計画を推進してまいります。

つきましては、6月に実施する市民アンケート（900人対象）の調査票配布にご協力をお願いいたします。

4. 結婚新生活支援補助金について（政策企画課）

夫婦として新たな生活をスタートしようとする若い世帯を対象に、婚姻に伴う住宅取得や賃借、リフォーム、引越しにかかる費用を助成します。自治会内で該当するご夫婦がいらっしゃいましたら、周知をお願いします。（令和7年度実績：5組）

【対象者】

- ・令和8年1月1日以降に婚姻届出
- ・夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満 など

【補助額】

- ・上限30万円、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円

[市民部関係]

1. 支所窓口業務の郵便局委託について（市民課）・・・資料2

令和8年9月末で支所を廃止し、10月1日から窓口業務を郵便局へ委託します。

○委託先（郵便局・・・5か所）

花輪郵便局、八幡平郵便局、尾去沢郵便局、毛馬内郵便局、大湯郵便局

○委託する主な業務

別紙資料2のとおり

○各郵便局の取扱時間

各証明書等 午前9時～午後5時まで 収納 午前9時～午後4時まで

2. 地域づくり協議会等事業への参加について（生活環境課）

各地域づくり協議会等では、従来からの地域づくり事業や生涯学習事業などに加えて、地域の課題についてテーマを定め、地域住民が語り合う「課題解決に向けた地域の自主的な話し合い」を開催しています。今年度も開催の予定ですので、自治会員の参加にご配慮いただき、協議会等の活動を支援くださるようお願いいたします。

3. 自治会アンケートの実施について（生活環境課）

自治会との連携を強化していくにあたり、地域の実情を把握するため、全ての自治会長を対象にアンケート調査を実施します。また、アンケート調査票を、広報7月号と同時に配布予定ですので、ご協力をお願いします。

4. 自治会に対する支援について（生活環境課）・・・資料3

（1）自治会館建設事業費補助金

自治会館の新築・改築・増築・改修事業に対して、費用の一部を支援しています。令和9年度に補助金を活用する計画がある場合は、9月末までにご相談ください。

改修事業については、いずれも対象事業費の1/2以内で①補助の上限額が100万円で利用制限10年、②補助の上限額が50万円で利用制限5年の2種類があり、状況に応じてご活用ください。

なお、自己資金が必要となりますので、総会に諮る等、あらかじめ自治会内での十分な協議にご留意ください。

【令和7年度実績】改修事業：7自治会

【改修事例】屋根・外壁塗装、トイレ改修、内装改修、床張替等

(2) 自治会元気づくり応援補助金

自治会の元気づくりにつながる活動や事業に対して支援しています。申請額が予算額に達した場合は、次年度以降の認定・交付となりますので、ご了承ください。

【令和7年度実績】 4自治会 環境整備事業：2自治会（ごみ集積箱購入）
福祉事業：2自治会（いす、テーブル購入）

(3) コミュニティ推進事業費補助金

一般財団法人自治総合センターが宝くじの売り上げを原資に、市を通じて自治会等に対して支援しています。自治会活動に必要な備品等の購入に利用できる一般コミュニティ助成と、自治会館の新築に利用できるコミュニティセンター助成があります。詳細については生活環境課へ9月末までにご相談ください。

【令和7年度実績】 一般コミュニティ助成：2自治会（備品購入）
コミュニティセンター助成：1自治会（自治会館新築）

【主な購入備品】 エアコン、テーブル、椅子、パソコン、プリンター等

(4) 集落支援員によるサポート

自治会と協力しながら「状況調査」や「話し合い」を行い、それぞれの自治会の状況に応じた地域課題の解決や活性化に向けた取り組みを『集落支援員』がサポートします。

今後からは、世帯数を問わず全ての自治会を対象に、地域の課題や資源等の現状を把握する「状況調査」やその調査結果を基に「話し合い」を順次実施する予定としていますので、ぜひご活用をお願いします。

(5) 集落活動応援事業費補助金

世帯数がおおむね50世帯以下の小規模な自治会を対象に、集落支援員と連携して各自治会における課題解決や活性化に向けた自主的な取り組みを支援するため、計画づくり（計画策定事業）と計画に基づく実際の活動（活動事業）に対して支援しています。

補助金を活用した取り組みを検討される自治会は、生活環境課までご相談ください。

【令和7年度実績】 活動事業：4自治会

【実施事業】 東屋新築、浴衣、いす、テーブル、発電機購入

(6) 認可地縁団体による不動産の登記について

認可地縁団体が所有する自治会館や会館敷地等の不動産について、従前の登記名義人が行方不明もしくは死亡している場合等であっても、認可地縁団体名で登記することができる場合があります。詳細については、生活環境課までご相談ください。

(7) 自治会と市とのパートナーシップについて

自治会との共動に関する指針について、14ページ以降をご参照ください。

5. 鹿角市消費生活センターについて（生活環境課）

生活環境課内に「鹿角市消費生活センター」を開設しています。身に覚えのない請求や強引な勧誘等、消費生活全般に関するトラブルでお困りの際は、お気軽にご相談ください。

また、近年増加している特殊詐欺の被害を防止するため、高齢者世帯（日中高齢者のみとなる世帯を含む）や過去に特殊詐欺の被害にあった世帯を対象に、通話録音装置の無料貸し出しを行っています。詳しい手続きについては、生活環境課までお問い合わせください。

6. 空き家等の適正管理について（生活環境課）

所有者等が適切に管理せず、周辺への危険性が高い空き家については、市が所有者等に対して助言や指導を行い、適正管理を促します。空き家に関する情報や相談がありましたらお知らせください。

なお、市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が最も高いと判断された空き家を解体及び撤去した場合、撤去費用の1/2を助成します。

補助対象は、適正管理レベル3（上限額100万円（昨年度まで50万円））に加え、適正管理レベル2の一部（上限額60万円（昨年度まで30万円））としています。解体前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

[健康福祉部関係]

1. 民生委員等との連携について（福祉課）

民生委員等の職務は、住民からの生活に関する相談に応じ、助言や援助を行い、住民の福祉の増進を図るものです。住民の生活状態を把握し、必要に応じて関係機関につないだり、福祉サービスの紹介や利用のための援助を行ったりします。

民生委員等が活動しやすいよう、自治会活動との連携や情報共有等、バックアップをお願いします。また、民生委員等の不在地区を解消していきたいと考えておりますので、適任者の推薦にご協力をお願いします。

2. 会食サービス事業について（あんしん長寿課）

65歳以上の高齢者を対象に、地域交流や高齢者のネットワークづくり、生きがいづくりを促進するため、自治会等で行う昼食交流会「わいわいランチ」の活動に対し支援をしています（弁当 1食あたり400円）。

また9月～10月を敬老月間と定め、自治会単位で開催する敬老会など、高齢者の長寿のお祝いにも1回限り利用することができます（弁当 1食あたり1,200円まで）。

詳しくは鹿角市社会福祉協議会（23-2165）までお問い合わせください。

3. 高齢者世帯等の間口除雪の支援について（あんしん長寿課）

高齢者世帯等の日常生活を維持するため、間口除雪の支援が必要な高齢者世帯について、シルバー人材センターまたは自治会に作業を委託する（作業費をお支払いする）制度があります。近年、シルバー人材センターの受託能力を超えるニーズがありますので、ご協力いただける自治会は、ぜひ、あんしん長寿課（電話30-0234）までお問い合わせください。

【令和7年度実績】10自治会

4. 地域生き生きサロン推進事業について（あんしん長寿課）

自治会館等を活用し、介護予防に取り組む団体（自治会等）・個人等の活動に対して、運営費等を支援します。

週1回以上もしくは年間40回以上の集いの場を開催する『地域生き生きサロン』、または月1回以上もしくは年間20回以上の集いの場を開催する『あっとホーム』の開設に対して立ち上げ費及び運営費を支援します。詳しくはあんしん長寿課までお問い合わせください。

【令和7年度地域生き生きサロン実績】32団体（うち新規2団体開設）

5. 地域での見守り、相談、情報提供について

(福祉課、すこやか子育て課、あんしん長寿課)

誰一人取り残さず、市民が安心して暮らすことのできるよう、日常生活において困難を抱える高齢者、若者、子育て家庭に対する見守り・見届けをお願いするとともに、福祉サービス等が必要と思われる場合には、下記まで相談、情報提供をお願いします。

○社会福祉協議会（ふくし総合相談窓口）

・ひきこもり、生活困窮等 30-1555

○障がい者総合サポートセンター

・障がいに関すること 30-1088

○各地域包括支援センター

・気になる一人暮らし高齢者、認知症、高齢者虐待について

【八幡平地域包括支援センター】22-4012（いこいの里内）

【花輪・尾去沢地域包括支援センター】22-0502（鹿角市社会福祉協議会内）

【十和田地域包括支援センター】25-8264（毛馬内福祉コミュニティエリアどまっこ内）

【大湯地域包括支援センター】37-2088（大湯温泉保養センター湯都里内）

[産業部関係]

1. 熊による被害防止対策について（農地林務課）・・・資料4

ツキノワグマの出没や農作物被害を減らしていくには、地域に熊を寄せ付けないよう、集落内の栗や柿等の誘引物の除去や電柵の設置など、市民個々における対策が必要です。

地域ぐるみの勉強会や対策についてのご相談、誘引木の伐採や地域活動への補助事業のご案内をしていますのでご相談ください。

《熊の目撃及び被害発生時》

※市農地林務課もしくは鹿角警察署(23-3321)へ通報してください。

※緊急性が高い場合や人命に関わる場合は、110番もしくは119番へ通報してください。

2. 森林経営管理制度について（農地林務課）

「森林経営管理法」に基づく新たな森林経営管理制度により、令和元年度から管理計画や施業が行われていない森林所有者への意向調査を順次進めており、今年度は十和田地区の森林所有者を対象に行う予定としています。

意向調査において、「森林所有者自らが経営管理できず市に委託したい」と回答があった森林については、現地調査等を行いながら、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市直営による管理等、今後の管理方法を定めた計画の策定作業を行ってまいりますので、関係自治会の方々のご協力をお願いします。

3. 緑の募金について（農地林務課）

地球温暖化、災害の防止、水や空気をきれいにするため、皆様からいただいた「緑の募金」によって森づくり・緑化活動を行っています。今年度も広報5月号に合わせて緑の羽根を配付していますので、ご協力をお願いします。

4. 個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について（商工振興課）・・・資料5

光熱水費及びCO₂削減により脱炭素化を図るため、再エネ設備の導入や省エネ設備の更新に対し支援します。

[観光戦略部関係]

1. 鹿角市路線バスフリー定期券「たんぽ KOMACHI パス」の購入費への助成について（秋北バス運行路線）（観光交通課）

市民を対象に、通院や通学、買い物など日常生活に路線バスを利用する方の負担を軽減し、利用促進を図るため、定期券の購入費用の一部を助成します。

秋北バスが運行する路線であれば、鹿角地域内だけでなく、小坂、大館、北秋田、能代エリアまで乗り降り自由な特殊定期券となっています（ただし高速バスや受託路線を除きます）。販売窓口（花輪駅前ステーション内）にマイナンバーカード等住所がわかる本人確認書類をご提示ください。

購入する定期券の有効期間（1か月、3か月、6か月）により利用者の負担額は異なります。詳しくは、広報4月号や市ホームページをご覧ください。

2. 高齢者等へのバス運賃助成について（十和田タクシー運行路線）（観光交通課）

①65歳以上の方、または②運転免許証を返納した方は、十和田タクシーが販売する路線バス回数券を5割引きで購入できます。十和田タクシーの窓口健康保険証等年齢確認ができるもの（②の方は運転経歴証明書）をご提示ください。

3. 地域乗合交通について（観光交通課）

公共交通が不便な地域において、移動手段確保のために地域住民が主体となって、地域乗合交通（タクシー等）の運行に取り組む自治会に対し、運行経費の一部を助成します。

詳しくは、観光交通課までお問い合わせください。

[建設部関係]

1. 市道等の管理について（都市整備課）

道路の改良や大規模な舗装修繕に関しては、自治会からの要望書等をもとに計画的に工事を進めています。維持管理経費の増加に伴い、要望への早期対応が難しくなっている状況です。

市でもパトロールを行いながら安全な交通確保に努めていますが、道路の穴埋めや街灯の球切れ等を発見した際は、随時、都市整備課までご連絡ください。

また、自治会から普通河川及び市道の維持管理作業をしていただく際に資材等を支給する制度を用意していますので、都市整備課までお問い合わせください。

除雪についてですが、市民の生活に支障が生じないよう安全で円滑な冬期通行の確保に向け、毎年度「鹿角市除雪計画」を策定し、この計画に基づき実施してきましたが、数年前からオペレーターの高齢化（担い手不足）、除雪機械の継続維持等が深刻な課題となっています。

そのため、原則朝7時までに終了する計画路線除雪を行うには、効率的な除雪が大前提であり、適切な大きさ・重量の除雪機械や雪押し場の確保ができない場合、夏場と同等の交通確保は難しく、除雪路線の縮小、廃止も選択肢として検討しなければ、市内の除雪実施そのものが維持できない状況です。

ご要望は多々あるかと思いますが、必要最小限の実施となることに、ご理解ご協力をお願いします。

また、自治会内の除雪を個人へ委託する取り組みも行っていますので、内容は都市整備課へお問い合わせください。

2. 安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・資料6

安全で安心な住まいづくりのため、既存住宅の耐震補強工事のほか、長寿命化のための塗装工事、上下水道への接続工事などを支援します。

①耐震改修事業：工事費の30% 上限50万円

②住環境向上対策事業：工事費の20% 上限10万円

※克雪対策工事以外の通常のリフォーム工事は、高齢者・子育て世帯のみが対象となります

③脱炭素化促進事業：工事費の20% 上限30万円

④上下水道加入促進事業：工事費の20%、上限10万円

⑤中古住宅活用事業：中古住宅の購入費及び改修工事費の各20%、上限各50万円

⑥まちなか居住促進事業：中古住宅の購入費の20%、上限50万円、中古住宅の改修工事費の20%、上限100万円

※第7次鹿角市総合計画における「まちなかエリア（中心市街地）として設定された区域への移住が対象となります

3. ご家庭の水道の管理について（上下水道課）

道路に埋められた水道管（配水管）の取水部分から、ご家庭の蛇口までの給水装置は各個人の財産です。そのため、水道の給水装置などの修理にかかる費用は、皆さんの負担となります。

近年、経年劣化などによる給水装置等の故障で漏水が多発していますので、定期的に点検していただき、漏水が明らかな場合は、至急、指定工事事業者に修理を依頼してください。なお、指定工事事業者は、市のホームページでご確認いただくか、上下水道課までお問い合わせください。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）・・・資料7

生活排水による河川等の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、居住を目的とする住宅への合併処理浄化槽設置費用の一部を助成しています。また、設置と併せて行う既存の単独処理浄化槽や汲み取り槽の撤去費用、宅内配管工事費に対しても助成します。水洗化による快適な生活を送るため、ぜひご利用ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【該当地域】 下水道事業認可区域以外及び農業集落排水事業区域以外の地域

【補助額】 1 合併処理浄化槽設置費

5人槽	414,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円
2 撤去費	
単独処理浄化槽	150,000円
汲み取り便槽	120,000円
3 宅内配管工事費	330,000円

[教育委員会関係]

1. どごさデモ出前講座について（生涯学習課）

自治会などが自主的に開催する学習会の際に、市の施策への理解を深めていただくとともに、市民と行政が共に学び、ともに考える機会を提供するもので、44項目の講座メニューがあります。市職員が講師となりますので、お気軽にお申し込みください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。広報5月号と同時配布の出前講座ご利用案内をご確認ください。

[消防本部]

1. 地域防災力向上について

消防本部では、地域防災力の向上のため、消防団の訓練をより実践的な訓練に移行させています。今秋の火災予防運動（11月1～7日）では、地元消防団が中心となって自治会や自主防災組織と連携する地域密着の訓練を計画していきます。

また、火災予防については、今年1月1日から林野火災注意報と警報が発令されるようになりました。特に警報発令時には、屋外での火の使用が制限され、制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。消防本部でも、消防車両が警鐘を鳴らして管内を巡回し、指導を強化しておりますので、ご理解とともに自治会内での周知も合わせてお願いします。

詳しくは、消防本部ホームページをご覧ください。



↑QRコードからも読み込めます

2. 119番映像通報システムについて・・・資料8

鹿角広域消防の通信指令センターに新たなシステムとして導入し、5月より運用を開始しました。

自治会との共動指針

自治会と市とのパートナーシップ



市では、「共動」の理念に基づき、自治会の皆様と連携し、役割分担しながら地域の課題やニーズに対応し、よりよい地域社会を構築していきたいと考えています。

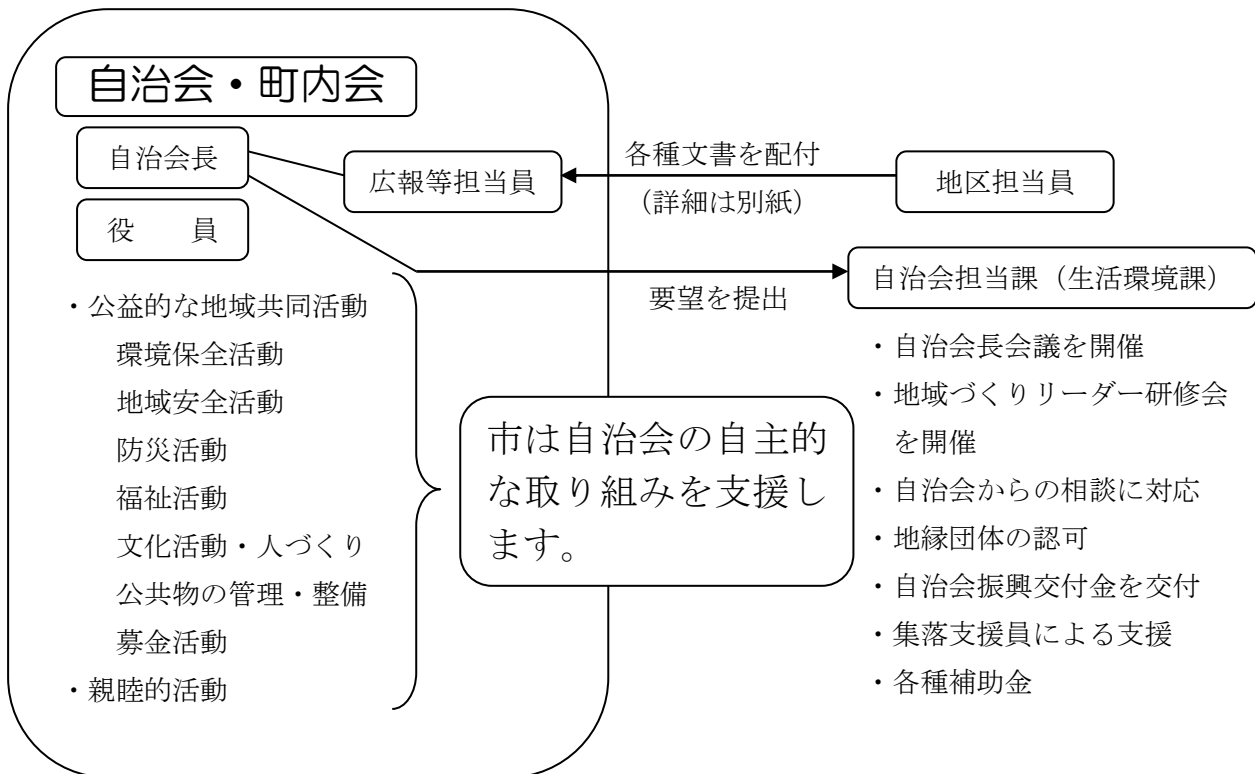
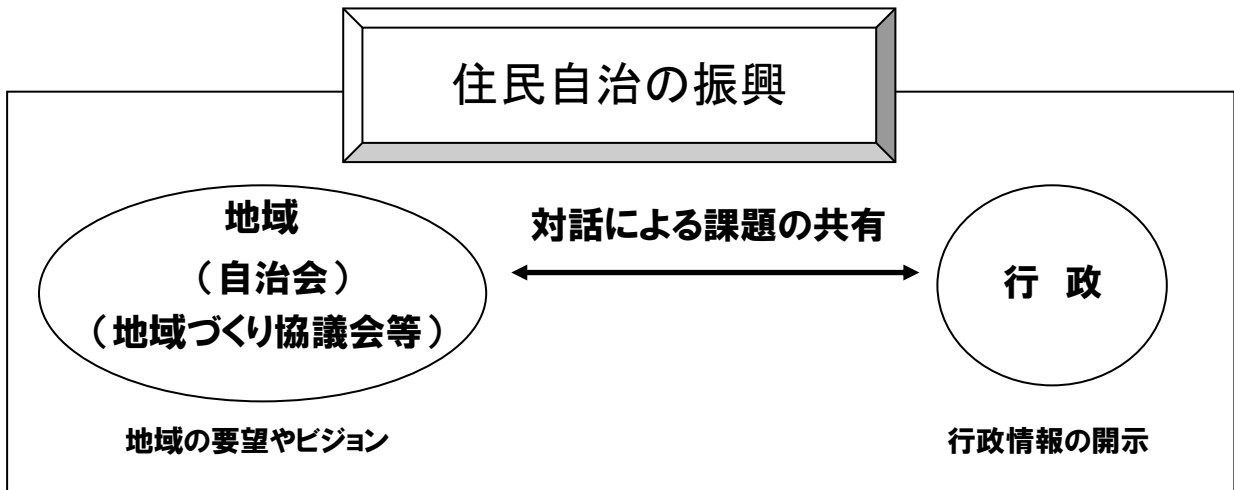
従来からも、さまざまな形で自治会のご協力をいただきながら行政運営が行われてきましたが、地域内での日々の暮らしの身近なことは、住民同士の基礎的なネットワークである自治会との「共動」が欠かせません。

市民部生活環境課 コミュニティ推進班
電話 30-0202

自治会と市との共働のイメージ

よりよい地域社会を築くためには、市民一人ひとりが地域の在り方を考え、主体的に行動に移すことが大切です。地域のつながりを原動力とする自治会は、その想いを結集し、市と連携・協力してともに支え合う地域社会の構築に取り組むことができます。

市では、地域の皆様と情報を共有することが「住民自治」の確立につながると考えており、相互の情報提供や話し合いを行いながら、市と地域が協力して様々な取り組みを進めています。



共動に関する取組内容

【環境保全活動】

自治会における取組み	市の取組み・支援
指定不用品収集への協力 (指定品目以外のものの持ち込み防止等)	指定不用品の収集(春・秋) (担当：鹿角広域行政組合)
ごみ集積所の維持管理	ごみの定期的な収集 (担当：鹿角広域行政組合)
クリーンアップ (4月23日他随時) (春の清掃週間…4/23～4/29) (秋の清掃週間…9/21～9/27) ※クリーンアップを実施する自治会等にはごみ袋や土のう袋を提供しますので、申込〆切までに生活環境課にて手続きをお願いします。	ごみ袋・土のう袋の提供 自治会や老人クラブ、事業所等組織的に行う場合に限ります。(担当：生活環境課)
その他の環境保全活動	環境保全活動用備品の貸出(小型除雪機、耕運機、刈払機、動力噴霧器) 害虫(アメシロ等)駆除用に動力噴霧器の貸出を行っています。各市民センターに申し込んでください。(担当：各市民センター)

【地域安全活動】

自治会における取組み	市の取組み・支援
道路除雪に係る雪押し場の確保	雪押し場が確保されることにより、スムーズな除雪作業が行えます。(担当：都市整備課)
危険箇所の連絡 ※緊急の場合は、状況に応じて警察や消防にも連絡をお願いします。	連絡先 (災害時：総務課危機管理室) (通常時：都市整備課／農地林務課／財政課等) 現地を調査のうえ対応します。
交通安全運動	関係機関と連携して運動を展開しています。 (担当：生活環境課)
防犯パトロール	鹿角市青色防犯パトロール隊による巡回パトロール (担当：生活環境課)
子どもたちの健全育成 (声かけ運動)	声かけ運動 毎月5日(休日にあたる場合は休日明けの初日)に校門や付近の交差点で実施します。 (担当：教育委員会生涯学習課)

【防災活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
災害時の助け合い (初期避難等)	防災情報の伝達 防災情報伝達責任者等へメールにより、避難情報を提供します。(担当：総務課危機管理室) 避難所の開設・運営 (担当：生活環境課)
防災活動 (自主防災組織の結成、防災訓練)	自主防災活動事業の実施 (市単独事業) (担当：総務課危機管理室) 自主防災組織育成事業の実施 (コミュニティ助成事業) 防災活動に直接必要な設備等の整備を助成 (担当：総務課危機管理室)

【福祉活動】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯への配慮・見届け (巡回声かけ、冬季の除雪支援等)	小型除雪機の貸出 各市民センターに申し込んでください。各自で保険に加入することが条件です。 (担当：各市民センター) 市民ボランティアによる除雪支援活動 民生委員が除雪対象者を社協にお知らせしています。(担当：社会福祉協議会) 自治会による間口除雪等への支援 自治会が行うひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の間口除雪等に要する費用を助成します。 (担当：あんしん長寿課)
高齢者の生きがいづくり等 (わいわいランチ、福祉に関する行事等)	小地域福祉ネットワーク活動助成金 (担当：社会福祉協議会) 昼食交流会(わいわいランチ)への支援 自治会が高齢者の地域交流のために開催する昼食交流会のお弁当代へ支援します。自治会独自の敬老会にも利用可能です。 (担当：社会福祉協議会) 地域生き生きサロン推進事業の実施 (担当：あんしん長寿課) 自治会元気づくり応援補助金 自治会独自の敬老会の開催費用などに活用可能です。(担当：生活環境課)

【文化活動・人づくり】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
伝統芸能の維持伝承 (盆踊り、七夕、虫送り、風祭、トッコ、火伏せ、お日待ち等)	自治会元気づくり応援補助金 コミュニティ助成事業(備品整備) (担当：生活環境課)
各種レクリエーション活動・文化活動 (運動会、花見会、演芸会等)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (担当：生活環境課)
学習活動 (自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等)	「どごさデモ」出前講座の実施 (担当：教育委員会生涯学習課)
人材の育成・登用	研修会の開催 地域づくりリーダー研修会を通じた研修を行います。 (担当：生活環境課)

【公共物の管理・整備】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
地域の公園の管理 (草刈等)	管理委託 自治会や関連団体に委託しています。 (担当：都市整備課)
街灯の修理箇所の連絡 (電柱番号・目標物をお知らせください)	電球交換 (担当：都市整備課)
市道の維持管理 (草刈・穴埋め等軽易な修繕)	維持管理資材支給 自治会における市道及び河川の維持管理のために必要な資材(アスファルト合材、砂利、土のう袋)を支給します。利用する場合は申し込みが必要です。 (担当：都市整備課)
普通河川の維持管理 (軽易な修繕)	
法定外公共物の管理 (利用される皆様に管理をお願いします)	自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。 (補助金担当：生活環境課) (管理担当：財政課)

【活動全般】

自治会における取り組み	市の取り組み・支援
<p>自治会財産の自治会名義での登記</p>	<p>地縁による団体の認可 法人格取得に向けた相談に応じます。 (担当：生活環境課)</p>
<p>自治会館の建設・改修等 (補助金は要望順に対応しています)</p>	<p>自治会館建設事業費補助金 新築・改築・増築は会員世帯数や建築床面積によって補助金額が変わります。また、改修費に対しても補助金を交付しています。 (担当：生活環境課)</p> <p>コミュニティ助成事業 新築、大規模修繕の場合はコミュニティ助成事業が活用可能です。 (担当：生活環境課)</p>
<p>自治会活動の活性化</p>	<p>自治会振興交付金 自治会の基礎的な活動への交付金です。</p> <p>自治会元気づくり応援補助金 自治会の活動費に活用可能です。</p> <p>集落活動応援事業費補助金 集落支援員と連携して活性化に向けた計画づくりと策定した計画に基づく活動に活用可能です。</p> <p>その他の助成金 →助成事業概要一覧 (P23) 参照 (担当：生活環境課等)</p>
<p>地域づくり(市民センター)協議会への参加・協力 (委員として協議会に参加いただき、各種事業にご協力ください)</p>	<p>各地域づくり(市民センター)協議会に対する支援 各協議会による市民センターの運営に対して支援をしながら、共に地域づくりを進めてまいります。 (担当：生活環境課・市民センター)</p>

【募金活動】

種類	時期	募金の趣旨・方法等	担当課
緑の募金	5月	国土緑化推進機構が行っており、募金は、公共施設や自治会館等の緑化事業に使われています。苗木配付の希望がありましたら、ご連絡ください。	農地林務課 森林経営管理班 TEL 30-0264
日本赤十字社	5月	日本赤十字社は、国内外において災害救護活動や血液事業、医療事業等人道支援を行っていますが、その活動資金の確保のため、毎年5月を「赤十字運動月間」と位置づけ会費の募集に取り組んでいます。 赤十字奉仕団でもある婦人会に協力を依頼していますが、婦人会が組織されていない地域については、自治会に協力を依頼しています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
「青い羽根」募金	6月 ～ 7月	秋田県水難救済会が行っており、募金は、水難事故の根絶と水難事故防止意識の普及を図るための事業に使われています。	広域行政組合 消防本部（総務課） TEL 30-0253
「赤い羽根」共同募金	10月	共同募金会が行っており、募金は、各社会福祉協議会等へ配分され、地域の福祉事業に使われています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
歳末たすけあい募金	12月	共同募金会が行っており、募金は、生活に難儀している高齢者や障がい者等の方々に見舞金として贈呈されています。	社会福祉協議会 TEL 23-2165

広報等印刷物の配付のお願い

市では、広報等の印刷物の配付を行う場合、自治会のご協力を得て、自治会の範囲をもとに設定した連絡区域ごとに、市内各戸に配付しています。

自治会に加入されている方は、自治会を通じて自宅に広報等の印刷物が配付されていますが、自治会に未加入の方は、最寄りの公共施設でお受け取りいただくか、もしくは自治会のご配慮により、広報等を届けていただいています。今後におきましても、自治会の特段のご理解とご協力のもと、できるだけ自治会員以外の方にも広報等を配付して下さるようお願いいたします。

【各種印刷物の配付】

配付回数は12回の予定で、地区担当員による配付日は、次のとおりです。

発行号	配付日	発行号	配付日
5月号	4月28日(火)	11月号	10月29日(木)
6月号	5月28日(木)	12月号	11月26日(木)
7月号	6月29日(月)	1月号	12月24日(木)
8月号	7月30日(木)	2月号	1月28日(木)
9月号	8月27日(木)	3月号	2月25日(木)
10月号	9月29日(火)	4月号	3月30日(火)

配付物	発行回数等	発行機関
広報かづの	毎月	デジタル戦略・広報室
市議会だより	年4回	議会事務局
市民センターだより(各地区)	毎月	各市民センター
地域農業情報紙「あぐりぼうと」	年6回(奇数月)	農業農村支援機構 (農業振興課)
稲作情報紙「いね」(班回覧)	年5回(5月、6月、9月、 1月、4月)	鹿角農業指導者連絡協議会 (農業振興課)
県広報紙	年5回	秋田県
県議会だより	年4回	秋田県
かづの社協だより	年6回(6月、8月、10月、 12月、1月、4月)	社会福祉協議会
交通災害共済加入申込書	2月	生活環境課
選挙公報	随時	選挙管理委員会
その他の配付物	イベント等に関するチラシの全戸配付または班回覧等を、都度お願いすることがあります。 (できるだけ広報紙の記事として扱うよう努めています。)	

自治会での役割分担が必要と思われる事項

市をはじめ他の行政機関その他の公共的団体が、自治会との連携を図るため、委員等をお願いしています。参考としてそれらの役職を掲げますので、必要なものについて自治会内で役割を分担してくださるようお願いいたします。

※すべての自治会に該当するものではありませんので、あくまでも参考としてください。

項目名	内容	関係機関
防災情報伝達責任者 (同代理)	防災情報（火災を除く。）のうち、緊急にお知らせしたい防災情報を電子メールでお知らせします。	総務課 危機管理室 TEL 30-0299
広報等担当員	広報等の毎月の印刷物は、予め自治会長から報告のあった広報等担当員に地区担当員がお届けします。	生活環境課 コミュニティ推進班 TEL 30-0202
農政推進員 (農業集落のみ)	経営所得安定対策等の円滑な推進を図るため、農業集落に農政推進員を配置しています。	農業振興課 ブランド作物推進班 TEL 30-0243
福祉員	社協と地域住民との福祉に関する情報交換、会費徴収のため、自治会ごとに福祉員を委嘱しています。 その他、福祉のまちづくり推進会議、研修会等が開催されます。	社会福祉協議会 TEL 23-2165
民生委員・児童委員 (厚生労働省)	地域の方々の身近な相談相手として、また関係機関への橋渡し役として、自治会からの推薦に基づいて市が国に推薦し、国から委嘱されます。	福祉課 地域福祉班 TEL 30-0233 (福祉保健センター内)

自治会等地域コミュニティが実施主体となる助成事業概要一覧

助成事業名	対象団体	対象事業	助成額（助成率）	募集期限	事業主体
コミュニティ助成事業					
一般コミュニティ助成事業	地区住民のコミュニティ組織（自治会等）	次に掲げるコミュニティ活動に要する施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外 ①生活環境、美観維持 ②健康の管理・増進 ③生活安全確保の推進、防犯等 ④祭・運動会等 ⑤文化・学習活動 ⑥体育・レクリエーション活動 ⑦自治会館備品、情報伝達設備等	100～250万円 (10/10)	前年の9月下旬までに、助成要望書を市に提出 ※生活環境課 ☎30-0202	一般財団法人 自治総合センター
コミュニティセンター助成事業		①新築 (認可地縁団体名義での保存登記が必要) ②大規模修繕 (建築基準法第2条第14号に定めるもの。 抵当権等の権利関係が附着しておらず、登記名義人が単独の認可地縁団体（保存登記済み）となっているものに限る)	2,000万円以内 (6/10)	前年の9月下旬までに、助成要望書を市に提出 ※総務課危機管理室 ☎30-0299	
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織	防災活動に必要な施設または設備の整備 ※建築物・消耗品は対象外	30～200万円 (10/10)		

助成事業名	対象団体	対象事業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
自治会館建設事業費補助金	自治会	自治会館の建設整備に要する経費 ①新築・改築 ②増築 ③改修 ④ 災害等やむをえない場合	①新築・改築 ②増築 建設補助単価坪32万円 (その他補助対象床面積・補助率は世帯数等で決定) ③改修 上限100万円/上限50万円(1/2)	前年の9月末日までに、事前協議書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
自治会元気づくり応援補助金		自治会が実施する元気づくり事業(活動費) ・福祉事業 ・環境整備事業 ・文化事業 ・交流事業	※30世帯以下 上限15万円(3/4) ※31世帯以上 上限10万円(1/2)	随時受付、概要決定後に認定申請書を市に提出	生活環境課 ☎30-0202
集落活動応援事業費補助金	世帯数がおおむね50世帯以下の自治会	自治会の活性化に関する活動計画づくり 事業認定された活動計画に基づく自治会活性化活動	上限10万円 (10/10) 上限50万円 (10/10) ※複数の自治会で連携して行う場合は100万円まで	随時受付 随時受付 活動事業認定後随時	生活環境課 ☎30-0202

助成事業名	対象団体	対象事業	助成額(助成率)	募集期限	事業主体
地域乗合交通運行費補助金	自治会	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」の運行	路線の運送欠損額 (運行経費 －運賃収入) ※上限あり	随時受付	観光交通課 ☎30-0257
自主防災組織育成事業補助金 ※コミュニティ助成事業 以外の自主防災組織補助 事業(市単独事業)	自治会・自主防 災組織	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費 ①自主防災計画策定事業 ②自主防災活動事業 ③自主防災用資機材等整備事業 ④自主防災組織育成事業	①上限 2 万円 (10/10) ②上限 3 万円 (10/10) ③上限 75 万円 (10/10) ※複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限 100 万円 ④上限 25 万円 (10/10)	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299
土のうストックヤード設置	自主防災組織	過去に水害等の被害を受けた地域等、設置を希望する自主防災組織が対象	ストックヤードの整備	随時受付	総務課 危機管理室 ☎30-0299